○国土交通省告示第千百四号

建 築 物 工 ネ ル ギ 消 費 性 能 基 準 等 を定 \emptyset る 省 令 \mathcal{O} 部 を 改 正 する 省 令 令 和 兀 年 国経 土 済 交産 通業 省省 令 第

号) \mathcal{O} 施 行 に 伴 V. 及 び 建 築 物 エ ネ ル ギ 消 費 性 能 基 準 等 を 定 め る 省 令 平 成 +八 年 国 経 土済 交産 通業

省省 令 第 号) を 実 施 す る た め、 建 築 物 工 ネ ル ギ 消 費 性 能 基 潍 等 を 定 \Diamond る 省 令 に お け る 算 出 方 法 等 12

係 る 事 項 亚 成 + 八 年 玉 土 交 通 省 告 示 第 百 六 + 五. 号) \mathcal{O} ___ 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る。

令和四年十一月七日

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 スを これ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 12 掲 げ る

規

定

 \mathcal{O}

傍

線

を付

L

た

部

分

 \mathcal{O}

ょ

うに

改

8

る。

改 正 後

第1 非住宅部分に係る事項

1 設計一次エネルギー消費量の算出に関する事項

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第2条第2項の国土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。

(1) 空気調和設備の設計一次エネルギー消費量は、次のイからホまでに定める方法により算出するものとする。

イ~ハ (略)

ニ 暖冷房負荷の算出については、次のとおりとする。

(化) (略)

(I) 気象条件については、地域の区分(<u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)</u>の地域の区分をいう。以下同じ。)ごとに定められる気象情報を用いること。

(四) (略)

ホ (略)

 $(2) \sim (7)$ (略)

 $2 \sim 4$ (略)

第2 住宅部分に係る事項

- 1 外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率の算出方法
 - (1) 外皮平均熱貫流率

外皮平均熱貫流率に係る<u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)</u>の国土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。

イ~ハ (略)

(2) 冷房期の平均日射熱取得率 冷房期の平均日射熱取得率に係る建築物エネルギー消費性能基

第1 非住宅部分に係る事項

- 1 設計一次エネルギー消費量の算出に関する事項 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第2条第2項の国 土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。
 - (1) 空気調和設備の設計一次エネルギー消費量は、次のイからホまでに定める方法により算出するものとする。

イ~ハ (略)

ニ 暖冷房負荷の算出については、次のとおりとする。

(化) (略)

(I) 気象条件については、地域の区分(<u>建築物エネルギー消</u> 費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)(i)及び (ii)の地域の区分をいう。以下同じ。)ごとに定められる気 象情報を用いること。

(四) (略)

ホ (略)

(2) ~ (7) (略)

 $2 \sim 4$ (略)

- 第2 住宅部分に係る事項
 - 1 外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率の算出方法
 - (1) 外皮平均熱貫流率

外皮平均熱貫流率に係る<u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)(i)</u>の国土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。

イ~ハ (略)

(2) 冷房期の平均日射熱取得率 冷房期の平均日射熱取得率に係る建築物エネルギー消費性能基

. က ၂

<u>準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)</u>の国土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。

イ・ロ (略)

- 2 設計一次エネルギー消費量の算出に関する事項
 - (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第2項の国土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。
 - イ 暖房設備の設計一次エネルギー消費量は、次の(イ)から(ト)までに定める方法により算出するものとする。
 - (4) 暖房設備の設計一次エネルギー消費量は、単位住戸又は 単位住戸の各室の単位時間当たりの暖房設備の設計一次エネ ルギー消費量の暖房期(1年間のうち日平均外気温が15度以 下となる全ての期間をいう。以下同じ。)における合計とし 、次の式により算出するものとする。

$$\mathbf{E}_{\mathbf{H}} = \sum_{\mathbf{t}}^{n} \sum_{i}^{m} \mathbf{E}_{\mathbf{H},\mathbf{t},i} + \sum_{\mathbf{t}}^{n} \sum_{\mathbf{r}}^{R} \mathbf{Q}_{\mathbf{UT},\mathbf{H},\mathbf{t},\mathbf{r}} \times \boldsymbol{\alpha}_{\mathbf{UT},\mathbf{H},\mathbf{r}}$$

E_H :暖房設備の設計一次エネルギー消費量(単位 1

年につきメガジュール)

E_{H,t,i}:時刻tにおける1時間当たりの暖房設備iの設計

一次エネルギー消費量(単位 1時間につきメガ

ジュール)

m:単位住戸における暖房設備の数

n: 1年間に暖房する時間(単位 時間)

 $Q_{UT,H,t,r}$: 室rの時刻tにおける1時間当たりの暖房設備に

より処理されない暖房負荷(単位 1時間につき

メガジュール)

R : 室の数

α UT,H,r: 室rにおける暖房設備により処理されない暖房負 荷を一次エネルギー消費量に換算する係数であっ <u>準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)(i)</u>の国土交通大臣が 定める方法は、次のとおりとする。

イ・ロ (略)

- 2 設計一次エネルギー消費量の算出に関する事項
 - (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第2項の国土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。
 - イ 暖房設備の設計一次エネルギー消費量は、次の(イ) から(ト) までに定める方法により算出するものとする。
 - (4) 暖房設備の設計一次エネルギー消費量は、単位住戸又は 単位住戸の各室の単位時間当たりの暖房設備の設計一次エネ ルギー消費量の暖房期(1年間のうち日平均外気温が15度以 下となる全ての期間をいう。以下同じ。)における合計とし 、次の式により算出するものとする。

$$\mathbf{E}_{\mathbf{H}} = \sum_{\mathbf{t}}^{\mathbf{n}} \sum_{\mathbf{i}}^{\mathbf{m}} \mathbf{E}_{\mathbf{H},\mathbf{t},\mathbf{i}} + \sum_{\mathbf{t}}^{\mathbf{n}} \sum_{\mathbf{r}}^{\mathbf{R}} \mathbf{Q}_{\mathbf{UT},\mathbf{H},\mathbf{t},\mathbf{r}} \times \boldsymbol{\alpha}_{\mathbf{UT},\mathbf{H},\mathbf{r}}$$

E_H :暖房設備の設計一次エネルギー消費量(単位 1

年につきメガジュール)

E_{H,t,i} :時刻tにおける1時間当たりの暖房設備iの設計

一次エネルギー消費量(単位 1時間につきメガ

ジュール)

m:単位住戸における暖房設備の数

n : 1年間に暖房する時間(単位 時間)

 $Q_{UT,H,t,r}$: 室rの時刻tにおける1時間当たりの暖房設備に

より処理されない暖房負荷(単位 1時間につき

メガジュール)

R : 室の数

α UT,H,r:室rにおける暖房設備により処理されない暖房負

荷を一次エネルギー消費量に換算する係数であっ

て地域の区分及び暖房方式ごとに別表第9に掲げる係数

□ ~ (ト) (略)

ロ~ト (略)

- (2) (略)
- 3 基準一次エネルギー消費量の算出に関する事項
 - (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第5条第2項の国土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。
 - イ 暖房設備の基準一次エネルギー消費量は、次の(4)から(^)までに定める方法により算出するものとする。

(小) ~ (二) (略)

- (ホ) 暖房負荷の算出については、次のとおりとする。
 - (i) 暖房負荷の算出においては、建築物の<u>種類</u>及び地域の 区分に応じ、外皮平均熱貫流率及び暖房期の平均日射熱取 得率に次の表に掲げる数値を用いることとする。

	建築物の	地域の区分								
	<u>種類</u>	1	2	3	4	5	6	7	8	
外	一建の宅	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	П	
(単 位 1平 方 ト ル 1	共 <u>住</u> 等 は き は き は き	0.39	0.39	0.46	0.62	0.72	0.72	0.72	<u>-</u>	

て地域の区分及び暖房方式ごとに別表第9に掲げ る係数

(口) ~ (ト) (略)

ロ~ト (略)

(2) (略)

- 3 基準一次エネルギー消費量の算出に関する事項
 - (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第5条第2項の国土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。
 - イ 暖房設備の基準一次エネルギー消費量は、次の(イ) から(ヘ) までに定める方法により算出するものとする。

(4) ~ (二) (略)

- は、暖房負荷の算出については、次のとおりとする。
- (i) 暖房負荷の算出においては、建築物の<u>種別</u>及び地域の 区分に応じ、外皮平均熱貫流率及び暖房期の平均日射熱取 得率に次の表に掲げる数値を用いることとする。

	建築物の				地域の	の区分			
	<u>種別</u>	1	2	3	4	5	6	7	8
外平熱流	戸ではの宅	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	<u>3.32</u>
(単 位 1平 方 ト ル1	<u>一</u> 戸 建て の住 宅以 外の	0.41	0.41	0.44	0.69	0.75	0.75	0.75	1.73

度に つット)	<u>築物</u> の住 宅部 分								
暖期の 日射 熱取	戸ではの宅	2.5	2. 3	2.7	3. 7	4. 5	4. 3	4. 6	
得率	共住等は合築の宅分	1.4	1.3	1.5	<u>1.6</u>	<u>2. 2</u>	2.1	2.2	

(ii) ~ (jy) (略)

(へ) (略)

ロ 冷房設備の基準一次エネルギー消費量は、次の(4)から(^)までに定める方法により算出するものとする。

(4) ~ (二) (略)

- (ホ) 冷房負荷の算出については、次のとおりとする。
 - (i) 冷房負荷の算出においては、建築物の<u>種類</u>及び地域の 区分に応じ、外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取

度につり アト)	及び								
暖期平日熱取	建て の住 宅	2. 5	2. 3	2. 7	3. 7	4. 5	4. 3	4.6	
		1.5	1.3	1.5	1.8	<u>2. 1</u>	2.0	2.1	1

(ii) ~ (iv) (略)

(小) (略)

ロ 冷房設備の基準一次エネルギー消費量は、次の(4) から(4) までに定める方法により算出するものとする。

(小) ~ (二) (略)

- (ホ) 冷房負荷の算出については、次のとおりとする。
 - (i) 冷房負荷の算出においては、建築物の<u>種別</u>及び地域の 区分に応じ、外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取

得率に次の表に掲げる数値を用いることとする。

	建築物の	地域の区分							
	<u>種類</u>	1	2	3	4	5	6	7	8
外 平 数 流 (一戸 建て の住 宅	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	3. 32
、位1方ール度つワト 平メト1にきッ)	共住等は合築の宅分	0.39	0.39	0.46	<u>0.62</u>	0.72	0.72	<u>0.72</u>	1.60
冷期平日 熱取 り り り り り り り り り り り り り り り り り り	一戸 建て の住 宅	1.9	1.9	2. 0	2. 7	3. 0	2.8	2.7	6.7
得率	<u>共同</u> 住宅 等又	<u>0.9</u>	<u>1. 0</u>	1. 1	<u>1. 2</u>	1.5	1.4	<u>1. 4</u>	<u>2.5</u>

得率に次の表に掲げる数値を用いることとする。

	建築物の		地域の区分									
	<u>種別</u>	1	2	3	4	5	6	7	8			
外平熱流(皮均貫率単	戸ではの宅	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	3. 32			
(位1方ール度つワトー 平メト1にきッ)	一建の宅外住及複建物	0.41	0.41	0.44	0.69	<u>0. 75</u>	<u>0.75</u>	<u>0.75</u>	1.73			
冷期平日熱房の均射取	戸で住の宅	1.9	1.9	2. 0	2.7	3.0	2.8	2.7	6. 7			
得率	<u>一戸</u> 建て の住	<u>1. 1</u>	<u>1. 1</u>	1. 1	<u>1. 4</u>	1.5	1. 4	<u>1.3</u>	<u>2. 8</u>			

は複合建築物の住宅部分	<u>宅以</u> 外の 住宅 及び 複合 建築 物
(i) ~ (iv) (略) (ハ) (略) ハ~へ (略) (2) (略) 4 (略) 第3 (略)	(i) ~ (iv) (略) (へ) (略) (へ) (略) (2) (略) 4 (略) 第3 (略)

_

附 則

1 施 行 期 日

 \mathcal{O} 告 示 は 公 布 \mathcal{O} 日 カン 5 施 行 す る

経 過 措 置

2 出 < \mathcal{O} 同 7 号) 適 法 建 は 項 若 0 第二 築 第 用 同 三 告 法 す 第 物 ギ + < 第二 る 十 二 項 工 示 場 七 ネ は \mathcal{O} \bigcirc 合 第 + 施 条 ル 条 を ギ 第 兀 条 れ 第 行 + 第 含 5 量 前 む。 項 -- 消 \mathcal{O} 項 に 若 費 規 項 \mathcal{O} 条 建 若 性 定 築 評 第 L < を 物 価 L 能 \mathcal{O} < 建 を 項 確 同 は \mathcal{O} 行 築 第 1 \mathcal{O} は 保 法 工 第 ネ う 認 附 計 物 は 建 項 定 則 十 工 ル 画 築 第 ネ \mathcal{O} 五. ギ 三 同 条 ル 士 通 条 第 お 法 知 ギ れ 消 ^ 第 従 \mathcal{O} 第 費 5 建 項 消 性 三 八 同 \mathcal{O} + 築 費 規 項 法 \mathcal{O} 能 六 規 性 12 \mathcal{O} 第 定 \mathcal{O} 係 条 + 定 を 向 涌 能 る 第 12 上 知 九 確 同 設 条 ょ に 保 法 計 第 関 項 同 り 計 第 \mathcal{O} 法 読 + す \mathcal{O} 画 --- 変 第 委 項 4 五. る \mathcal{O} 若 更 替 提 託 条 法 + え 第 律 \mathcal{O} が L 出 三 7 < さ 認 平 定 条 項 n は 適 同 を 第 用 た 成 附 法 \mathcal{O} 含 第 建 則 す 規 項 る 十三 + 築 む。 第 定 場 物 三 に 七 条 合 条 第 年 12 ょ \equiv 第 を 第 係 り 法 \mathcal{O} 含 + 読 る 申 律 基 兀 項 項 請 む 4 第 若 準 条 \mathcal{O} 替 五. 又 届 は 第 L え 十

第 号) 項 \mathcal{O} 第 告 \mathcal{O} 三 住 示 条 宅 \mathcal{O} 第 性 施 能 行 項 評 前 に 価 に 規 住 定 住 宅 す 宅 \mathcal{O} る 밆 \mathcal{O} 設 品 質 計 質 確 住 保 確 宅 保 \mathcal{O} 性 \mathcal{O} 促 能 促 進 評 等 進 等 価 に 及 関 に 関 び す 変 る す 更 る 法 設 法 律 計 律 住 施 平 宅 行 成 性 規 十 能 __ 則 評 年 平 法 価 律 に 成 + 第 限 る。 八 年 + 建 __ 号) \mathcal{O} 設 省 申 第 請 令 第 が 五. さ 条

3

次

工

ネ

ル

消

費

 \mathcal{O}

算

出

に

0

7

な

前

 \mathcal{O}

例

に

ょ

る。

ギ れ た 消 住 宅 費 量 同 \mathcal{O} 算 法 第 出 に 条 9 第 1 7 項 は に 規 な 定 お す 従 る 前 住 \mathcal{O} 宅 例 を に ょ 1 う。 る 次 項 12 お 1 7 同 $\overset{\text{\tiny }}{\overset{\text{\tiny }}{\cup}}$ に 係 る 基 準 次 エ ネ ル

4 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 告 に ょ 示 り \mathcal{O} 住 施 宅 行 性 前 能 に 評 住 宅 価 \mathcal{O} \mathcal{O} 申 品 請 質 لح 確 併 保 せ \mathcal{O} 7 促 す 進 る 等 Ł に 関 \mathcal{O} を す 含 る 法 む 律 第 六 が さ 条 れ \mathcal{O} た 第 住 宅 --- に 項 係 \mathcal{O} る 求 基 8 準 同 次 条 第 工 ネ 項 ル

ギ 消 費 量 \mathcal{O} 算 出 に 0 1 7 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る

5 同 条 法 第 第 \mathcal{O} 項 告 条 か 示 第 5 \mathcal{O} 第 施 項 五. 行 12 項 前 規 ま 12 定 で 長 す 期 \mathcal{O} る 認 優 住 定 良 宅 住 を 宅 同 法 1 \mathcal{O} う。 第 普 八 及 条 \mathcal{O} に 第 促 係 進 --- 項 る に 基 関 \mathcal{O} 準 変 す 更 る --- 次 \mathcal{O} 法 認 律 工 ネ 定 平 を ル ギ 含 成 む。] + 消 費 年 量 法 \mathcal{O} 律 \mathcal{O} 申 算 請 第 出 が 八 に さ 十 七 0 n 号) た 1 7 住 第 は 宅 五

な

お

従

前

 \mathcal{O}

例

に

ょ

る

6 準 \equiv 条 次 第 \mathcal{O} 工 告 ネ 項 示 ル \mathcal{O} \mathcal{O} ギ 認 施 定 行 消 前 費 同 に 量 都 法 第 \mathcal{O} 市 算 五 \mathcal{O} 出 低 + 炭 に 五 素 0 条 7 第 化 7 \mathcal{O} は 項 促 \mathcal{O} 進 変 な に お 更 関 従 す \mathcal{O} 前 認 る 法 定 \mathcal{O} 例 を 律 に 含 平 ょ む る 成 + \mathcal{O} 申 兀 請 年 が 法 さ 律 第 れ た 八 建 + 築 兀 物 号) に 係 第 る 五. + 基